

京都市立特別支援学校条例の一部を改正する条例（平成24年3月30日京都市条例第73号）（教育委員会事務局指導部白河総合支援学校分校開設準備室）

障害のある生徒に対する職業教育の充実を図るため、次のとおり京都市立白河総合支援学校東山分校を設置することとしました。

名 称	位 置
京都市立白河総合支援学校東山分校	京都市東山区東大路渋谷下る妙法院前側町 441番地

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

京都市立特別支援学校条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 73 号

京都市立特別支援学校条例の一部を改正する条例

京都市立特別支援学校条例の一部を次のように改正する。

本則第2項中「特別支援学校」の右に「及びその分校」を加える。

別表京都市立白河総合支援学校の項の次に次の1項を加える。

京都市立白河総合支援学校 東山分校	京都市東山区東大路渋谷下る妙法院前側町441番地
----------------------	--------------------------

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部白河総合支援学校分校開設準備室)